

有限会社陸援隊への立入検査において発見された法令違反が疑われる事項

平成24年4月30日及び5月2日に実施した有限会社陸援隊への立入検査において発見された法令違反が疑われる主な事項は下記のとおり。
なお、精査の結果、変更があり得る。

記

- ・ 認可を受けずに車庫の新設、廃止を行っていた。
- ・ 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。
- ・ 名義を他人に一般貸切旅客自動車運送事業のために利用させていた。
- ・ 休憩又は仮眠のための施設の変更届出を怠っていた。
- ・ 乗務の記録が不適切であった。
- ・ 運行指示書を作成していなかった又は記載内容が不適切なものがあった。
- ・ 運行指示書について、乗務員の休憩地点及び休憩時間等に関する措置が不適切であった。
- ・ 日々雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任していた。
- ・ 乗務員台帳の作成に不備があった。
- ・ 運転者の過労防止に関する措置が不適切なものがあった。
- ・ 運転者に健康診断を受けさせていなかった。
- ・ 運行管理規程の内容が一部不適切であった。
- ・ 点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であった。
- ・ 運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督の実施及び実施結果の記録が不適切であった。
- ・ 安全及びサービスのための規程を定めていなかった。
- ・ 高齢運転者・初任運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせていなかった。
- ・ 運行記録計による記録を怠って運行していた事業用自動車があった。
- ・ 事故の記録について、事故の原因及び再発防止対策の記録をしていなかった。
- ・ 定期点検整備を実施していない事業用自動車があった。
- ・ 点検整備記録簿を保存していないものがあった。
- ・ 道路運送車両の保安基準に適合しない事業用自動車があった。
- ・ その他